

消 防 震 第 1 2 号
平成17年3月28日

各都道府県防災主管部長
殿
東京消防庁・政令市消防長

消防庁震災等応急室長

緊急消防援助隊出動時における消防学校等施設の使用について（依頼）

昨年は、各地において台風等に伴う豪雨災害や新潟県中越地震など大規模自然災害が続発し、計4回にわたって緊急消防援助隊が出動したところです。また、いずれの現場も厳しい活動環境であったのにも関わらず、1件の事故や隊員の負傷等もなく活動を終えることができました。

今後とも、緊急消防援助隊に登録されている部隊が、大規模災害時において、所属消防本部を出発し帰署するまでの間、安全かつ効率的に活動し得るよう種々の取り組みを行う必要があります。

このため、下記のとおり貴管下の消防学校その他の公用又は公共用施設（以下、「消防学校等施設」という。）の使用について協力いただきますようお願い致します。

記

1 想定される消防学校等施設の使用事例

- (1) 被災地における緊急消防援助隊の宿泊又は休憩
- (2) 被災地からの帰路途上における緊急消防援助隊の休憩・仮眠
- (3) その他大規模災害時において消防庁長官が特に必要と認めるとき

2 使用に際しての依頼手続き

緊急消防援助隊が出動した災害で、上記の用に供する施設として使用する必要がある場合、**別添様式**により、消防庁から依頼する。

3 施設管理者との協議

消防学校等施設の使用に伴う費用負担その他必要な事項については、施設管理者と消防庁との間で協議することとする。

担当：震災等応急室広域応援係 佐野、花海、居島、坂上、井上 電話 03-5253-7527
